

(普通鉄道構造規則の一部改正)

第七十三条 普通鉄道構造規則(昭和六十二年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十二条第二項中「又は前条」又は「又は前条」及び「それぞれ」を削る。

第八十七号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(鉄道運輸規則の一部改正)

第七十四号 鉄道運輸規則(昭和六十二年運輸省令第十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十一条第一項中「第五号の二において同じ」を削る。

第六十二条第二項中「又は前条」又は「又は前条」及び「それぞれ」を削る。

(索道施設に関する技術上の基準を定める省令の一部改正)

第七十五号 索道施設に関する技術上の基準を定める省令(昭和六十二年運輸省令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(特殊鉄道構造規則の一部改正)

第七十六号 特殊鉄道構造規則(昭和六十二年運輸省令第十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十二条第二項中「又は前条」及び「それぞれ」を削る。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正)

第七十七号 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則(昭和六十二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別記様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(船舶となる者に関する者に関する地域雇用開発等促進法施行規則の一部改正)

第七十八号 船舶となる者に関する者に関する地域雇用開発等促進法施行規則(昭和六十二年運輸省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条(見出しを含む)及び第二条(見出しを含む)中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(小型船舶に係る認定検査機関に関する省令の一部改正)

第七十九号 小型船舶に係る認定検査機関に関する省令(昭和六十二年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六十二条第二項及び第九号中「命令」を「国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令」に改める。

(鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八十号 鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則の一部を改正する省令(平成元年運輸省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項及び第三項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(貨物運送取扱事業法施行規則の一部改正)

第八十一号 貨物運送取扱事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局又は海運監理部の海運支局」を「海運支局」に改める。

第四号様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)

第八十二号 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」という)」を「陸運支局長」に改める。

第二号様式中「編纂」を「編纂」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第八十三号 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」という)」を「陸運支局長」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第四号様式中「編纂」を「編纂」に改める。

(船舶の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第八十四号 船舶の雇用の促進に関する特別措置法施行規則(平成二年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「命令」を「国土交通省令」に改める。

第四条第三項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第三」を「地方運輸局組織規程(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五」に改め、「地方運輸局」を削り、「沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第百七十五号)第二百一十二条第二項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二条第二項に規定する事務」に改める。

(貨物運送取扱事業等報告規則の一部改正)

第八十五号 貨物運送取扱事業等報告規則(平成二年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に、「地方運輸局又は海運監理部の海運支局」を「海運支局」に改める。

(貨物自動車運送事業報告規則の一部改正)

第八十六号 貨物自動車運送事業報告規則(平成二年運輸省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長以下「陸運支局長」という)」を「陸運支局長」に改める。

(船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令第二号及び第四号口②の区域を定める省令の一部改正)

第八十七号 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令第二号及び第四号口②の区域を定める省令(平成三年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(船舶職員法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八十八号 船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶に関する育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第八十九号 船舶に関する育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。